２．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　貯蔵品
最終仕入原価法による低価法を採用しております。
⑵　未成受託研究支出金
個別法による低価法を採用しております。
３．減価償却の会計処理方法
⑴　リース資産を除く有形固定資産
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	７～40年
機械装置	４～８年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	４～６年

なお、受託収入等自己収入で取得した固定資産は使用予定期間で償却しております。
また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。
５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。
６．環境対策引当金の計上基準
ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率は平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱について（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。
８．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］
１．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　31,794,174円
２．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　381,515,767円

［損益計算書関係］
１．ファイナンス・リース取引が、損益に与える影響額は283,065円であり、当該影響額を除いた当期総利益は178,622,671円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］
１．資金の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目別の内訳
現金及び預金勘定　125,898,038円
資金期末残高　125,898,038円
２．重要な非資金取引
該当事項ありません。

［金融商品に関する注記］
１．金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。運転資金を金融機関から調達することも想定されますが、主務大臣により認可された資金計画に従って資金調達を行う方針であります。
また、未収債権に係る信用リスクは、契約時点で債権ごとの個別評価を行うことにより、リスク低減を図っております。
２．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。
［単位：円］

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	125,898,038	125,898,038	－
⑵未収金	738,700,281	738,700,281	－
⑶勘定間借入金	(200,000,000)	(200,000,000)	－
⑷未払金	(535,783,564)	(535,783,564)	－

（注１）負債に計上されているものは、（　）で示しております。
（注２）金融商品の時価の算定方法に関する事項
⑴　現金及び預金、⑵　未収金
現金及び預金は短期であるため、また未収金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶　勘定間借入金、⑷　未払金
勘定間借入金及び未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

［資産除去債務に関する注記］
当法人は一部に石綿を使用した建物を有しており、法令の定める方法により石綿を適切に処分する債務を有しております。
当該建物は現在石綿を適切に封じ込めた状態で使用しておりますが、石綿は壁面に含まれていることから、処分は建物の建て替え時に行うことになります。
当該建物は運輸技術にかかる研究に利用する実験棟ですが、運輸技術にかかる研究は「交通安全環境研究所法」第12条「業務の範囲」に規定される当法人の主要業務の一つになっておりますため、当該建物の建て替え等については当法人の意思決定に加えて関係省庁等の総合的判断も考慮して行われます。
以上の理由により、当該資産に係る資産除去債務の履行時期を合理的に予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることはできません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

［重要な後発事象］
該当する事項はありません。